

平成28年12月高浜市議会定例会会議録（第5号）

日 時 平成28年12月22日午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

- 日程第1 議案第67号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について
議案第68号 高浜市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める
条例の制定について
議案第69号 高浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改
正について
議案第70号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部改正について
議案第71号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
改正について
議案第72号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第73号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第5回）
議案第74号 平成28年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）
議案第75号 平成28年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）
議案第76号 平成28年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）
議案第77号 平成28年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
議案第78号 平成28年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）
陳情第13号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情
陳情第14号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情
陳情第15号 地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める陳情
陳情第16号 「高浜市商工会事業への支援及び地域経済活性化に向けて」の陳情

（日程追加）

- 日程第2 議案第79号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第6回）

（日程追加）

- 日程第3 議案第80号 高浜市議会の議員の期末手当の支給割合の特例に関する条例の全部改
正について

（日程追加）

- 日程第4 議案第81号 高浜市特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給割合の特例に関す

る条例の全部改正について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	杉浦康憲	2番	神谷利盛
3番	柳沢英希	4番	浅岡保夫
5番	長谷川広昌	6番	黒川美克
7番	柴田耕一	8番	幸前信雄
9番	杉浦辰夫	11番	神谷直子
12番	内藤とし子	13番	北川広人
14番	鈴木勝彦	15番	小嶋克文
16番	小野田由紀子		

欠席議員

10番 杉浦敏和

説明のため出席した者

市	長	吉岡初浩
副	市長	神谷坂敏
教	育長	都築公人
企	画部長	神谷美百合
総	合政策グループリーダー	野口恒夫
人	事グループリーダー	杉浦崇臣
総	務部長	内田徹
行	政グループリーダー	山本時雄
行	政グループ主幹	杉浦嘉彦
行	政グループ主幹	中川幸紀
財	務グループリーダー	岡島正明
市	民総合窓口センター長	大岡英城
市	民窓口グループリーダー	三井まゆみ
市	民生活グループリーダー	芝田啓二
税	務グループリーダー	山下浩二
福	祉部長	加藤一志
地	域福祉グループリーダー	木村忠好
介	護保険・障がいグループリーダー	竹内正夫

福祉まるごと相談グループリーダー	野口真樹
生涯現役まわりのグループリーダー兼総務グループリーダー	磯村和志
こども未来部長	中村孝徳
こども育成グループリーダー	都築真哉
文化スポーツグループリーダー	鈴木明美
都市政策部長	深谷直弘
都市整備グループリーダー	田中秀彦
企業支援グループリーダー	島口靖
都市防災グループリーダー	神谷義直
上下水道グループリーダー	杉浦睦彦
地域産業グループリーダー	板倉宏幸
学校経営グループリーダー	内藤克己
学校経営グループ主幹	岡本竜生
監査委員事務局長	杉浦義人

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	加藤元久
主査	内藤修平

議事の経過

○副議長（浅岡保夫） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○副議長（浅岡保夫） ただいまの出席議員は15名であります。よって、これより会議を開きます。

初めに、12月15日に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、幸前信雄議員。

8番、幸前信雄議員。

〔議会運営委員長 幸前信雄 登壇〕

○議会運営委員長（幸前信雄） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

12月15日に委員全員出席のもと議会運営委員会を開催し、議案第79号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第6回）、議案第80号 高浜市議会の議員の期末手当の支給割合の特例に関する

条例の全部改正について、議案第81号 高浜市特別職の職員で常勤のものの特例に関する条例の全部改正について、以上3議案の取り扱いについて検討した結果、本日、日程を追加し、上程、説明、質疑、討論、採決することに決定いたしました。

皆様方の御協力をお願い申し上げます。

〔議会運営委員長 幸前信雄 降壇〕

○副議長（浅岡保夫） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、ただいま報告のありました議案第79号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第6回）、議案第80号 高浜市議会の議員の期末手当の支給割合の特例に関する条例の全部改正について、議案第81号 高浜市特別職の職員で常勤のものの特例に関する条例の全部改正について、以上3議案を追加し、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（浅岡保夫） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○副議長（浅岡保夫） 日程第1 常任委員会及び公共施設あり方検討特別委員会の付託案件を議題とし、付託案件について各委員長の審査結果の報告を求めます。

総務建設委員長、柳沢英希議員。

3番、柳沢英希議員。

〔総務建設委員長 柳沢英希 登壇〕

○総務建設委員長（柳沢英希） 御指名をいただきましたので、去る12月13日午前10時より、委員7名及び市長初め関係職員出席のもと開会されました総務建設委員会において、付託された議案8件、陳情2件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について御報告をさせていただきます。

議案第67号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について、委員より、新庁舎移転に伴う使用料及び手数料が新たに変更になるというのはこれだけかの問いに、当局より、そのように理解していただければとの答弁。

同委員より、議場の貸し出しについてはの問いに、当局より、この議案の内容とは直接関連しませんが、本定例会中に価格、その他条件を検討し、議会に示していくとの答弁。

次に、議案第68号 高浜市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について、委員より、農業委員の選任方法はどういう告知をするのか、方法はの問いに、

当局より、推薦、募集の期間については2月1日からを予定。農林水産省では約1カ月程度の募集期間を設けると言っている。ただ、募集、応募の状況で、候補者数が定数に達しない場合等は、指針どおり担い手の農業者グループ等にも働きかける形で対応していくとの答弁。

同委員より、それは推薦枠を優先するのか、推薦枠で12人が足りないときは公募するという方法をとるのか教えていただきたいの問いに、当局より、推薦、応募の優先というものは特に考えていない。その募集期間において、推薦及び公募による応募を受け付けるというような形を考えているとの答弁。

同委員より、推薦で10人あり、あと残り2人、公募したら3人以上出てきたときの選任方法はこの問いに、当局より、多い場合は、市長が選定委員会に選定の依頼をかけ、それに基づいて選定委員会が候補者を選考し、その結果を市長に報告、それを踏まえて市長が候補者を決定、議会の同意を得て、農業委員を任命する、その後に公表ということになるとの答弁。

同委員より、推進委員は、非常に専門性や経験が必要であると思うが、推進委員の選任についてはどのように考えてみえるのかの問いに、当局より、推進委員は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから委嘱するものと法律で定められている。高浜市では、将来的に農業委員に立候補していただくような方の応募、または推薦していただくような方に推進委員を担っていただきたいと農業委員会の中でお話しさせていただいているとの答弁。

次に、議案第69号 高浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について、委員より、検察の協議は終わったと報告を受けているが、どこが検察協議の協議事項になったのか、それと、条例改正で建築物の制限を設けて規制されるということだが、こういった趣旨なのかの問いに、当局より、検察協議の事項ですが、主に今回、検察から指摘のあったところは、条文ですと改正後の第12条が主に検察から指摘のあったところで、これにつきましては、検察との協議により、条例担当の検察事務官より、内容について十分満たしているということで特に意見はないという回答をいただき終了しました。

建築物の制限ですが、今回、豊田町三丁目の一部について、都市計画の地区計画を定める工業用地として位置づけ、新たな工業用地の確保を進めていくが、対象の区域に対して、建築できる建築物の用途の制限を工場とし、その工場に関する研究開発施設及び物流施設並びにこれらに附属するものとして、その中で建ててはいけないもの、例えば、危険物を扱う、臭気や騒音を発する産業廃棄物の収集、運搬、処理に係る工場などを条例の案として定めておりますとの答弁。

同委員より、業種としてどのような建物を建ててはいけないのかの問いに、当局より、危険物を扱うものということで、火薬類やマッチ、可燃性のガスの製造をするもの。臭気を発する工場としては、肥料の製造、動物臓器または排泄物を原料として薬品の製造をするもの。魚粉、フェザーミール、肉骨粉、これらを原料とする飼料の製造。騒音を発する工場につきましては、鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト、硫黄、金属などの粉碎で、原動機を使用するな

どが対象となる。次に、産業廃棄物の収集、運搬処理に係る工場というところで、これについては、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律があり、そちらに定義されている収集、運搬、中間処理、最終処分用に供する建物はいけませんということにしているとの答弁。

次に、議案第73号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第5回）について、委員より、いきいき号循環事業費補助金の説明をの問いに、当局より、補助金233万7,000円は、平成28年度当初予算において、補助対象経費の燃料費の部分を未計上ということがあり、その分を今回お願いさせていただくというものとの答弁。

他の委員より、債務負担行為補正の道路占用物件移転工事負担金、限度額600万円の内容はの問いに、当局より、現在、愛知県企業庁が開発を進めている豊田町地区の造成工事に関する債務負担行為で、道路占用をされているガス管の布設がえが必要となり、工期が平成28年度から29年度の2カ年にわたることから債務負担行為の補正をさせていただいた。この移転工事については、愛知県企業庁と締結をいたしました開発基本協定書に基づき、県企業庁からの依頼を受け発注するもので、この移転工事で市が支出する全額については、後に県企業庁より委託金として収入を受ける予定との答弁。

同委員より、商工業振興費の産業経済活性化事業の委託料、税務書類作成等業務委託料61万8,000円について、委託料の目的、時期、委託先についてはの問いに、当局より、これは豊田町地区の工業用地創出事業に関する委託料で、この事業に協力していただいた方の土地売買契約に伴う、来年行う必要がある確定申告の支援に対する委託料である。この事業に関係する多くの方から、確定申告について、専門知識を有する方の支援を強く求められたことにより補正をさせていただくもの。委託の時期は、来年の1月中旬から下旬を予定、委託先は、東海税理士会を予定しているとの答弁。

同委員より、商工業振興費の産業経済活性化事業のうち、工事請負費の整地工事費200万円の目的はの問いに、当局より、この工事請負費は、豊田町地区の代替地の整備に伴う整地工事費で、新たに代替地3カ所の給水用施設の設置が必要となり補正するものとの答弁。

他の委員より、債務負担行為、都市計画マスタープラン改訂業務委託料がなぜ必要になったか、なぜこの時期の補正予算なのか、これは小池町のほうかの問いに、当局より、大きな要因としては、平成30年度末に愛知県が実施する都市計画の総見直しに対応することと、工業用地創出事業の中で触れております都市計画手続の中で、将来、土地利用の方針図の一部改正を進めるものである。この時期の補正については、都市計画の総見直しの前倒しに対応することと、先ほどの小池町のこともあるので、そういったことに合わせてスピード感を持って対応するためのもの。なお、今回の一部改正については、全体を見据えた検討が必要であり、28年、29年の債務負担行為を新たに設定し、マスタープランの変更を進めていくこととしているとの答弁。

同委員より、この債務負担行為、平成28年度の処置はどうなっているのか。今回、補正予算、

現年度予算には計上されていないが、なぜかの問いに、当局より、今回、債務負担行為を設定したマスタープラン改訂業務については、5カ月後、今年度中に入札を経て契約を行い、業務を進めてまいります。契約に対する支払行為は業務委託完了後になるため、平成29年度の当初の予算に計上することとしているとの答弁。

次に、議案第74号 平成28年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）について、委員より質疑ございませんでした。

次に、議案第75号 平成28年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）について、委員より質疑ございませんでした。

次に、議案第77号 平成28年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について、委員より質疑ございませんでした。

次に、議案第78号 平成28年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）について、委員より質疑ございませんでした。

次に、陳情第13号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について、委員より、国保の改善について、減免制度については、平成30年度からの広域化、国保財政の実態等を踏まえ適切に対応しており、18歳未満の子供については、中学校卒業時までの医療費助成を実施していることもあり、保険税については応益負担分として、制度の趣旨に合わせて運用していくべきものである。また、福祉医療制度については、限られた財源の中で現行の福祉制度を持続的に実施することが重要。よって反対との意見。

他の委員より、陳情の中身が多岐にわたっており、超高齢社会を迎える中、持続可能な社会保障制度を維持していくためにいろいろな改革案が出ており、そんな中で収入の多い方等の一定の負担がふえるなど厳しい面もありますが、財政が厳しい中、この陳情、全ての要望を実現するのは難しいのではないかと思うので、この陳情には反対との意見。

他の委員より、本陳情書にある、福祉施策の充実において理解できる部分もあるが、全体的に偏りがあり、国県の財政状況等を勘案すると現実的には難しいと考えるため、本陳情には反対との意見。

他の委員より、18歳未満の子供についてとか、今の税の公平性を考えると、そこまでやってしまうと社会保障に負担がかかり過ぎるのではないかという考えから反対との意見がございました。

次に、陳情第16号 「高浜市商工会事業への支援及び地域経済活性化に向けて」の陳情について、委員より、従来の経営改善普及事業や経営発達支援計画をもとに、高浜市内の約1,000事業所、個人店主も含めまして、小規模事業者に寄り添って、経営計画策定及び実施支援を行う伴走型支援が商工会の重要な事業として位置づけられましたとある。まさに、商工会が取り組む小規模事業者の支援及び地域経済の活性化に資する事業の積極的な推進を実現するためには、これまでの取り組みを基礎に、引き続き行政と商工会が連携しながら、商、工の発展につなげることは、

ひいては高浜市全体の活性にもつながるものであると考えるので賛成との意見。

他の委員より、高浜市の経済の活性化のためには、支援は重要と考えておりますので賛成との意見。

他の委員より、商工会は、地域経済活性化等に大きく貢献していただいていると思うが、本市においては、商工会事業へは既に最大限の支援や補助など、配慮しているところだと考える。陳情項目2から9までの各種制度を使い勝手のよい制度としたり再構築したりすること。また、地域活性化等の支援は推進していただきたいと考えるが、商工会事業運営に対する財政支援の維持、拡充については、本市財政状況などを勘案すると補助金の増額は難しいと考えますので本陳情には趣旨採択との意見。

他の委員より、高浜市商工会事業の支援及び地域経済活性化に向けて、高浜市において必要だと思いますので賛成との意見がございました。

次に、採決結果を申し上げます。

議案第67号、第68号、第69号、第73号、第74号、第75号、第77号、第78号は、挙手全員により原案可決。

陳情第13号は、挙手なしにより不採択。

陳情第16号は、挙手多数により採択。

以上が総務建設委員会に付託された案件に対する審査の経過の概要と結果でございます。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますのでごらんください。

以上で報告を終わります。

〔総務建設委員長 柳沢英希 降壇〕

○副議長（浅岡保夫） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（浅岡保夫） 質疑もないようですので、次に、福祉文教委員長、北川広人議員。

13番、北川広人議員。

〔福祉文教委員長 北川広人 登壇〕

○福祉文教委員長（北川広人） 御指名をいただきましたので、福祉文教委員会の御報告をさせていただきます。

去る12月14日午前10時より、委員全員と市長初め関係職員出席のもと、付託された議案5件、陳情2件について審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第70号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、議案第71号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第72号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正については質疑ありませんでした。

議案第73号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第5回）について、委員より、中学校維持管理事業、高浜中学校外壁等改修工事实施設計業務委託料は、当初予算513万円がほぼ半減の243万円になっているが、その理由はとの問いに、当初予算では513万円程度が見込まれるとのことだったが、実際に入札を行ったところ応札事業者が7社あり、市内設計会社がこの金額で落札した。その執行残分の減額補正との答弁でした。

また、同委員より、この改修工事は外壁のみか、防水とかも含めるのか、校舎棟のみなのかとの問いに、外壁を中心に改修を進めるが、校舎の雨漏りもあるので屋上の防水塗装も含んでいきたい。今回の工事の範囲は校舎棟を中心に行っていきたいとの答弁でした。

他の委員より、小学校費の学校管理費で、小規模工事費が180万8,000円、それから機械器具費が158万6,000円計上されているが、この詳細はとの問いに、吉浜小学校の1階トイレの改修工事に約70万円を予定している。主に特別支援学級の児童が使っているが、来年度、ダウン症を抱えた児童が入学予定となっている。また、現在の特別支援学級の児童もトイレを利用するのに先生による多少の介助がないと難しい場合もあるということもあり、少し広めの身障者用トイレを1つ設ける。さらに、同じく吉浜小学校の児童数が、来年度1クラスふえる想定となっている。今まで様子を見てきたところであるが、この時期になって他の学年もクラス減の見込みがないので、クラス増の工事費で約110万円を見込んでいる。ことし現在、普通学級のクラス数22クラスであるが、来年度23クラスになる予定。また、小学校・中学校の機械器具費の詳細については、5小学校、2中学校のAEDを全て更新していくとの答弁でした。

他の委員より、障害者在宅・施設介護費で、障害者自立支援給付事業に2,655万7,000円計上されているが、詳細についてとの問いに、今回の補正は、実績見込みによる増額である。まず、自立支援医療費については、生活保護の方が更生医療の対象になったということ。さらに、腎移植の治療を行ったということで約600万円程度の増額とした。また、障がい児の給付費については、これも実績見込みに伴う増額であるが、障がい児のサービスの中でも放課後等デイサービスの利用者増に伴うものとの答弁でした。

また、同委員より、保育園管理運営事業に1,176万7,000円が民間保育所運営委託料として、扶助費で1,138万円計上されているが、この詳細についてとの問いに、保育園の委託料と扶助費の関係は、平成27年度中に認定こども園の運営に係る公定価格の単価が引き上げられている。1号の施設型給付に係る公定価格は1.49%、2号、3号の施設型給付及び地域型保育給付に係る公定価格については1.29%となっている。保育士の処遇改善という意味合いも含めて増額となったものであるが、当初予算では反映されていなかったのが補正で増額をするものとの答弁でした。

他の委員より、給与費明細書、職員手当の内訳で時間外手当2,500万円の増額があるが、高額でありコスト面の意識や職員の健康面のこと等を含めて、今後、どのような対策を考えているのかとの問いに、高浜市では、次世代育成支援対策特定事業主行動計画において、職員1人当たり

の年間の平均時間外勤務時間数を平成31年度までに110時間とする目標を立てている。しかし、過去3年間の時間外勤務の実績は、平成25年度が128.9時間、平成26年度が156時間、平成27年度が164時間と年々増加傾向にある。そこで、本年10月に時間外勤務縮減に向けての取り組み方針を作成した。この方針では、平成28年度から平成31年度までの年度ごとの職員1人当たりの平均時間外勤務時間数の目標値を設定し、時間外勤務に対する所属長のマネジメント強化、個々の職員の意識改革や業務改善により、各所属によって時間数のばらつきはあるが、全体平均で目標値が達成できるように、時間外勤務の縮減に努めていく予定との答弁でした。

また、同委員より、目標値を設定するということだが、設定の内容はどう考えているのかとの問いに、目標値設定の内容であるが、平成28年度については、平成27年度実績164時間の約5%減の155時間としている。平成29年度以降については、前年度目標値の約10%減として、平成29年度は138時間、平成30年度は123時間、そして平成31年度は110時間としているとの答弁でした。

次に、議案第76号 平成28年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）について、委員より、国庫支出金、国庫補助金の調整交付金が120万円減額となっている理由はとの問いに、調整交付金の減については、歳出の給付費と連動をしている。今回、トータルで保険給付費を1,600万円ほどの減としているので、それに関連して減額となっているとの答弁でした。

また、同委員より、成年後見制度利用支援事業で生活支援員派遣事業委託料が65万6,000円計上されているが、この内容についてとの問いに、生活支援員派遣事業に関しては、認知症高齢者等の判断能力が不十分な方を対象に、自立して生活していくために生活支援員を派遣する制度である。成年後見制度との関連は、今、生活支援員という方が活動されているが、その活動は後見人のような補佐する仕事をしている。最終的には成年後見制度にもつながるということで、この成年後見制度利用支援事業の中で行っているとの答弁でした。

次に、陳情第14号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について、委員より、第6期の介護保険料については、基金の取り崩しを見込んで算定しており、所得段階は県内トップの16段階、また、低所得段階の倍率も国と同等、もしくはそれ以下に設定されており、低所得者への対応はしっかりとされていることから、この陳情には反対との意見がありました。

他の委員より、陳情事項の中には、もう既に実施されているものもあり、また、実施するには相当の財源が必要な事項もあることから、本陳情には反対との意見がありました。

また、他の委員よりも同趣旨の反対意見がありました。

他の委員より、介護保険でいえば、高浜市はトップクラスの保険料である。措置制度のころはその費用の半分が国の負担割合だったが、現在は4分の1に下がっている。加えて、負担割合4分の1というものの、その内の5%は人口割で、負担割合が満たっていない。そういうことを含めて、この社会保障の施策を拡充するという陳情書には賛成との意見がありました。

次に、陳情第15号 地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める陳情について、委員より、

この陳情書の中に、医療従事者の雇用機会の創出につながるとあるが、この地域ではまだまだ医師や看護師といった医療従事者が充足されているとは言えず、医療提供体制の崩壊にはつながらないことから、本陳情には反対との意見がありました。

他の委員より、今回の推計は、在宅医療等も含めた地域での医療提供体制を全体として検討される中で、需要に応じた適切な医療提供体制、そして病床数となっているものと考えていることから、本陳情には反対との意見がありました。

また、他の委員よりも同趣旨の反対意見がありました。

他の委員より、政府が出している医療、介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会があるが、これでは必要病床数が大変削減された数字となっている。県知事もこういう状況では困るということを言っている。調査会では、本当に困っている市民の声が聞かれていないということも聞いている。以上から、この陳情には賛成との意見がありました。

以上で、付託された案件の質疑は終了いたしました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はございませんでした。

採決の結果を申し上げます。

議案第70号、議案第71号は、挙手多数により原案可決。

議案第72号、議案第73号、議案第76号は、挙手全員により原案可決。

陳情第14号、陳情第15号は、挙手少数により不採択。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますのでごらんください。

以上で委員長報告を終わります。

〔福祉文教委員長 北川広人 降壇〕

○副議長（浅岡保夫） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（浅岡保夫） 質疑もないようですので、次に、公共施設あり方検討特別委員長、杉浦辰夫議員。

9番、杉浦辰夫議員。

〔公共施設あり方検討特別委員長 杉浦辰夫 登壇〕

○公共施設あり方検討特別委員長（杉浦辰夫） 御指名をいただきましたので、公共施設あり方検討特別委員会の御報告をさせていただきます。

去る12月15日午前10時より、委員全員と市長を初め関係職員出席のもと、付託された議案1件について審査いたしましたので、その経過の概要と結果についての御報告と、報告及び連絡事項に係る追加案件2件の検討結果について御報告させていただきます。

まず、議案第73号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第5回）について、委員より、庁舎内の廃棄物処理業務委託料、内容的にはどのような廃棄物が含まれているかの問いに、大きなも

のとしては、キャビネット、机などの答弁。

なお、本委員会においては、自由討議を実施した案件はありませんでした。

次に、採決の結果を申し上げます。

議案第73号については、起立全員により原案可決。

以上が公共施設あり方検討特別委員会に付託された議案に対する審査の結果であります。

次に、高浜市役所本庁舎整備事業における事業費（光熱水費）支払い方法の変更について当局より説明がありました。

説明の内容は、庁舎整備事業における事業費については、施設整備費及び維持管理費合わせて30億7,734万円で契約を締結し、多少でも事業費の削減が図れないか検討をしました。その結果、光熱水費については、これまでどおり市が節電節水に努めることにより、若干の削減が見込めると試算をしました。

また、引き続き、市庁舎に勤務する職員の節電節水意識を促し、職員の努力が金額に反映できるよう、光熱水費については、直接市が支払うことに変更するものである。

なお、削減の見込額については、1年間で約75万円、20年間で約1,500万円と試算をしている。これにより、光熱水費については毎年の当初予算にリース料とは別に計上し、実績については決算認定の主要施策成果説明書等において説明をすることになる。この内容により、契約内容の変更をしたいと思いますとの説明。

委員より、1年、幾らの予算額を計上していくのか、また、どうして初めから直接市が払う方法を選択しなかったのか、節約になると思って債務負担行為を組んだと思うが、その理由をとの問いに、1年間で約75万円の節約が見込めると試算をしており、そのような形で当初予算に計上していく。

また、債務負担行為は将来的に発生する債務について、これを明らかにして、長期的にどれぐらいの負担があるかということをお知らせするもので、当初は建物のリース料だけではなく施設設備の機械関係の保守点検委託料なども含んでいた。ただ、光熱水費だけは施設に付属するものではなく、切り分けることにより削減が見込まれる、職員の努力が金額に反映できる、そういった理由から、今回、別にしたとの答弁。

また、債務負担行為とはいえ、市が直接支払うということの違いで債務負担行為で契約しているのが、業者に実費で支払うというような債務負担を組んでいるのか、限度額を組んで、債務負担を組んでいるのであれば、別にそのまま債務負担でやっておいても額は変わらないと思うが、どうして直接市にしたのかとの問いに、新庁舎のリース方式を選択したということで、自前の資産を持たないメリットというものを考えた。その中の一つとして、職員による管理の部分を少しでも減らしたい。予算を組む必要がないし、毎月の支払いの手続を踏む必要がないということと、年度末になって予算の残額を気にする必要がないということと、当初のところはリースの中に光

熱水費を入れるという選択をした。その後、将来的に節電、節水等を求められることが当然出てくる。それは頑張った分だけ、料金のはね返りがないと職員もやる気が出ないし、たくさん使っても一緒なんだというモラルハザードを引き起こす要因にもなるということもあり、現在も節電、節水を続けている中で財政的な効果もあり、その部分は除外したとの答弁。

他の委員より、新庁舎は窓が少ないが、来庁された市民に対する節電についての説明をとの問いに、夏場、冬場がエアコンの頻度が高くなる時期になると思うが、運用自体は今の庁舎と同じように、期間を決めて、その間は温度設定をしてエアコン等を運用していく。また、運用期間以外のところで温度等が上がれば当然エアコン等を入れるが、やはりコスト意識ということで職員には運用のほうをしていくとの答弁。

他の委員より、今回、逆に光熱水費を自分たちで管理するというのは、残業時間の話もあり、そういうところの効率化を図りながらやっていくということでよいかとの問いに、時間外の管理、土日等の勤務も含めて、総合的に勘案しながら節電対策、節水対策に取り組んでいきたいと考えているとの答弁。

他の委員より、光熱水費に関しても当然、相手の大和リースさんも計算をしていると思うが、その中で、これを市が管理するという事に相手先の返事は。また、今後の公共施設整備の契約に与える影響はとの問いに、大和リースさんからは、光熱水費分については減額していただいて結構ですという返事をいただいているとの答弁。

また、今後の公共施設整備の契約に与える影響は、今回はプロポーザル方式でいわゆる随意契約になる。契約締結時あるいは契約締結後において、双方の協議によって契約を変更することはできるものである。その他の契約方式については、競争入札によると市が示した条件で事業者がその範囲で応札をして落札決定をされる。そういったものについては、こういった交渉という余地は少なくなる。今後契約の種類に応じて、こういった交渉を行っていく予定との答弁。

次に、庁舎議場（多目的ホール）の一般利用について当局より説明がありました。

説明の内容は、新庁舎の議場、多目的ホールについては、事業者が自主事業、貸し出し事業を実施するなど、にぎわいの創出や協働による公共施設サービスのモデルを形成することを一つのステータスに掲げ、当該利用料については事業者の収入としてよいとしていた。しかし、事業者が貸し出す場合は割高な料金となることから、例えば、市民団体が利用する場合は、市がみずから料金を設定し、直接市民に貸し出すことができないか、事業者との調整を行ってきた。その結果、現時点、案の段階ではあるが、おおよその内容が固まったので、その概要を報告するとのこと。

目的としては、まちづくり活動に利用できるよう議場、多目的ホールを貸し出すこととし、利用時間については、原則として、平日は午後6時から午後9時まで、休日は午前9時から午後9時まで。利用できない日については、議会の開催期間中、選挙の開票所等で用いる場合などを定

めている。利用者の範囲については、まちづくり活動の利用に供する目的のため、市内在住、在勤または在学者としている。なお、まちづくり活動以外の目的で利用を希望される場合は、別途、事業者が行う貸し出し事業を利用していただく。利用料金については、1時間当たり1,500円としている。利用の申し込み等は、利用日の7日前から2カ月前までに申し込みをしていただく。利用の制限については、まちづくり活動に利用するための制度であり、政治もしくは宗教上の利用または営利を目的とした利用についてはできない。利用開始予定日は、来年2月1日からを予定との説明。

委員より、ホールの開錠とか施錠はどなたがやられるかとの問いに、大和リースさんの維持管理の中で調整をしているとの答弁。

他の委員より、利用時間については柔軟な対応ができるような形で調整ができるかとの問いに、これは初めての試みで、まずはこの時間を原則として行い、その後、そういった意見も踏まえて、今後検討したいと考えているとの答弁。

他の委員より、駐車場の利用告知をどのような方法ですのかとの問いに、役所自体が、今、臨時駐車場を利用してくださいということで、ホームページ、市の広報、イベントがある時にはその旨の告知をしている。2期工事が終わるまでは今の臨時駐車場を利用してくださいということで、かなり台数も制限されますので、イベントをやられる団体さんには、その旨を工事の協力をお願いしたいということで通知をしていきたいとの答弁。

また、会議として利用のときの椅子、机等の配置は利用者が設置するのか、あるいは今の管理者が設置するのかとの問いに、机とか椅子の配置は主催者でということと考えているとの答弁。

他の委員より、利用料の1時間1,500円、これは市の歳入になるのかどうかとの問いに、利用料については市の歳入とするとの答弁。

次に、その他として、委員より、中央公民館の話が住民投票という形でとまっていたかと思うが、既に議決して取り壊しを議会でも認めている状態になっている、今後どのような対応をされるかとの問いに、既に当初予算の議決をいただいております、本契約に至る議決をもって計画を進めていくことになると思うが、しかるべき時期に上程をさせていただきたいと思っているとの答弁。

以上であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますのでごらんいただきたいと思います。

以上で公共施設あり方検討特別委員会の委員長報告を終わります。

〔公共施設あり方検討特別委員長 杉浦辰夫 降壇〕

○副議長（浅岡保夫） ただいまの公共施設あり方検討特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（浅岡保夫） 質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、議案第68号 高浜市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

本条例は、平成27年8月28日、参議院で可決成立して、9月4日に公布された農業委員会等に関する法の一部改正に伴うものです。農業委員会の定数は、現行15名から12名に削減し、農業委員会が農地利用最適化推進委員を3名推薦するものです。しかし、推進委員は委員会で意見は述べられるが議決権がなく、態度表明はできないというものです。

そもそも、上級法である農業委員会等に関する法律の改正で、公選制を廃止し、市長の任命制にすれば、農地の番人である農業委員会制度を骨抜きにしかねない法改正です。

今回の条例の制定は、農業委員会の定数を削減することにとどまらず、目的規定から農民の地位の向上に寄与する業務から、農業、農民に関する意見の公表、建議を削除することは、農業委員会の農民の代表機関としての権限を奪い、農地の最適化、流動化のみを行う行政の下請機関に変質させるものです。

農業基本法とあわせてTPPへの参加と企業による農業・農地支配を一層進めるため、農業組織の解体に道を開くものであり、賛同できるものではありません。

したがって、議案第68号 高浜市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定については反対といたします。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○副議長（浅岡保夫） 次に、14番、鈴木勝彦議員。

〔14番 鈴木勝彦 登壇〕

○14番（鈴木勝彦） 議長のお許しをいただきましたので、議案第68号を、市政クラブを代表して賛成の意見を述べさせていただきます。

この議案は、農業委員会が、その主たる使命である農地利用の最適化をよりよく果たせるようにするために、平成28年4月1日に改正法が施行されました。

この改正では、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進が最も重要な事務であることを明確にすること。農業委員の選出方法では、地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て確実に農業委員に就任するために、公選制を廃止し、市町村長が市町村議会の同意を得て任命する方法に改めるものです。

また、農地利用最適化推進委員が新設され、農業委員会の委嘱により選任することとなりました。

た。主に合議体としての意思決定を行う農業委員会とは別に、担当区域における農地等の利用の最適化の推進のための現場活動を行うものであります。

農業委員会が農地等の利用の最適化の推進の成果を上げるためには、農業委員と推進委員が密接に連携し、それぞれの使命を十分に果たしていくことが重要となりました。

この改正では、市町村長または農業委員会は、農業委員の任命または推進委員の委嘱を行うに当たっては、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者に対し、候補者を求めるとともに、農業委員または推進委員になろうとする者の募集をし、結果を公表、尊重することとされました。

まさに公平であり透明性が明らかになるので、これからの高浜市の農業の担い手の育成と農地の集積、運用に欠かせない改正であると考えてるので、議案第68号に賛成いたします。

[14番 鈴木勝彦 降壇]

○副議長（浅岡保夫） 次に、12番、内藤とし子議員。

[12番 内藤とし子 登壇]

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、陳情第13号、陳情第14号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情をまとめて賛成討論をさせていただきます。日本共産党を代表して行います。

本陳情は、名古屋市熱田区沢下町9-7労働会館東館3階301号、愛知自治体キャラバン実行委員会代表者森谷光夫さんより提出された陳情です。

県民の要望である福祉施策を充実してくださいという項目の中に、国保について、減免制度を拡充するなど払える保険料にしてという要望について、平成30年度からの広域化、国保財政の実態等を踏まえ適切に対応しているとの反対の意見が出されました。広域化で国保税の引き上げがなされるのではと多くの方が心配しているのが実態です。また、県は、これまで県の費用が自治体に補助されていたのがなくなったことも保険税が上がった原因の一つです。

高浜では、短期保険証も平成28年3月31日現在で558世帯もあります。世帯数は5,313世帯で約1割です。こんな実態を見ても適切に対応していると言えるのでしょうか。

精神障害者医療費助成の対象を一般の病気にも広げてくださいという陳情には、限られた財源の中で現行の福祉制度を持続的に実施することが重要だとの反対の意見がありました。

これは、愛知県に対する意見書を出してという要望ですが、県は愛知県国際展示場で何百億円という無駄な費用を使う、また、展示場を理由に中部国際空港2本目滑走路も推進されるなど、大型開発推進の裏には、県民の教育、福祉の切り捨てがあります。県の財源を心配される方もありますが、県民の福祉や医療、教育など、県民の願いが届く県政になっていないことこそ問題です。

陳情第14号で、第6期の介護保険では、高浜市は16段階になっている。低所得段階の倍率も国と同等だから低所得者への対応はされているので反対とか、実施するには相当の財源が必要な事

項もあるので反対とか意見が出ました。措置制度のころは福祉の費用の半分は国が出していたのが、介護保険制度になってから、負担割合は国は4分の1、それも5%は人口割など自治体によってさまざまです。

ですから、4分の1を国が出しているという介護保険制度の説明は間違っていると言わなければなりません。財源については、大型開発や5兆円を超えるような軍事費など、削れば十分財源はあります。

以上、るる理由を申し述べまして賛成討論といたします。

次に、陳情第15号 地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める陳情です。

本陳情は、名古屋市熱田区沢下町9-7愛知県社会保障推進協議会、議長森谷光夫さんほか1団体より提出されたものです。

陳情は、政府の医療・介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会による2025年の必要病床数の推計結果は、既存病床数より20万床の大幅な削減数字となっています。地域医療構想が地域の医療を破壊することなく、地域の実情や要望に応じた内容となるよう、国は推定方式の抜本的な見直しを行ってくださいというものです。

反対意見として、この地域では医師や看護師が充足されているとは言えないから医療提供体制の崩壊にはつながらないとの意見がありましたが、医師や看護師が充足していないのなら、なぜ医療提供体制の確保を求めないのか、筋が通りません。

今回の推計は、在宅医療も含めた地域での体制を検討される中で、需要に応じた適切な医療体制、病床数となっているものと考えから反対との意見もありましたが、政府は20万床も減らすと言っているのであって、今の実態を見れば、毎年、それに関する陳情が出ているのを見てもわかるように、医師も看護師も不足しているのは明らかです。地域の実情や要望に応じた内容となるよう、国は推定方式の抜本的な見直しを行うことという陳情には賛同できます。

以上、理由を申し述べまして賛成討論といたします。

[12番 内藤とし子 降壇]

○副議長（浅岡保夫） 次に、2番、神谷利盛議員。

[2番 神谷利盛 登壇]

○2番（神谷利盛） 議長のお許しをいただきましたので、陳情第13号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について、市政クラブを代表し、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

陳情の（1）県民の要望である福祉施策を充実してください。その中の1番、国保の改善について。①保険料（税）は、減免制度を拡充する等で払える保険料（税）に引き下げてくださいという陳情に対しては、減免制度については平成30年度から広域化、国保財政の実態等を踏まえ適切に対応していることから、これについては反対いたします。

②として、18歳未満の子供については、子育て支援の観点から均等割の対象としないください。当面、一般会計による減免制度を実施してくださいという陳情に対しては、中学校卒業時までの医療費助成を実施しているところであり、保険税については応益負担分として制度の趣旨に合わせて適用していくべきものであることから、これについても反対いたします。

また、3番目に福祉医療制度として、①福祉医療制度（子ども、障害者、母子家庭等、高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物支給（窓口無料）で実施してください。③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてくださいという陳情であります。これらの陳情についても、限られた財源の中で現行の福祉制度を持続的に実施することが重要であることから、反対いたします。

以上、市政クラブとして反対の意見を述べさせていただきました。ありがとうございました。

〔2番 神谷利盛 降壇〕

○副議長（浅岡保夫） 次に、1番、杉浦康憲議員。

〔1番 杉浦康憲 登壇〕

○1番（杉浦康憲） 陳情第14号について、市政クラブを代表しまして、反対の立場にて意見を述べさせていただきます。

陳情事項（2）に、介護保険の利用の際の手續についてはとありますが、高浜市では市直営の地域包括支援センターがアセスメントを行い、本人の状態を確認した上で、認定申請もしくはチェックリストにつなげており、安易な振り分けは行っておりません。基盤整備についても、中長期的な見通しのもと、計画的に進められており、今年度、認知症グループホームあっぼが整備されていることなどから、この陳情には反対とします。

〔1番 杉浦康憲 降壇〕

○副議長（浅岡保夫） 次に、9番、杉浦辰夫議員。

〔9番 杉浦辰夫 登壇〕

○9番（杉浦辰夫） 議長のお許しをいただきましたので、陳情第15号 地域の实情に応じた医療提供体制の確保を求める陳情につきまして、市政クラブを代表して、反対の立場で討論させていただきます。

陳情書のとおり、国の専門調査会によれば、病床の機能分化と連携を推進することにより、2025年の必要病床数は115から119万床程度とされていますが、近年、減少傾向にある病床数の動向とも整合的であると考えます。

また、陳情書の中には、医療従事者の雇用機会の喪失につながるとありますが、この地域では、まだまだ医師や看護師といった医療従事者が充足されているとは言えず、医療提供体制の崩壊にはつながらないことから、本陳情には反対します。

〔9番 杉浦辰夫 降壇〕

○副議長（浅岡保夫） 以上をもって、討論は終結いたしました。

暫時休憩いたします。再開は、11時10分。

午前11時1分休憩

午前11時10分再開

○副議長（浅岡保夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより採決いたします。

議案第67号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（浅岡保夫） 起立全員であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号 高浜市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（浅岡保夫） 起立多数であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 高浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（浅岡保夫） 起立全員であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（浅岡保夫） 起立全員であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 高浜市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（浅岡保夫） 起立多数であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

た。

次に、議案第72号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（浅岡保夫） 起立全員であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第5回）について、各常任委員長及び公共施設あり方検討特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（浅岡保夫） 起立全員であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号 平成28年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（浅岡保夫） 起立全員であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号 平成28年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（浅岡保夫） 起立全員であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号 平成28年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（浅岡保夫） 起立全員であります。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 平成28年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（浅岡保夫） 起立全員であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号 平成28年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）について、総務建設委

員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（浅岡保夫） 起立全員であります。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

次に、陳情第13号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について、総務建設委員長長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（浅岡保夫） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（浅岡保夫） 起立多数であります。よって、陳情第13号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第14号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について、福祉文教委員長長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（浅岡保夫） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（浅岡保夫） 起立多数であります。よって、陳情第14号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第15号 地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める陳情について、福祉文教委員長長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（浅岡保夫） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（浅岡保夫） 起立多数であります。よって、陳情第15号は不採択とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

陳情第16号の審査の過程におきまして、趣旨採択という御意見がございましたので、採決に当たり趣旨採択を入れて採決していきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（浅岡保夫） 御異議なしと認めます。よって、陳情第16号の採決に当たり、趣旨採択

を入れて採決していきますのでよろしく願いをいたします。

陳情第16号 「高浜市商工会事業への支援及び地域経済活性化に向けて」の陳情について、総務建設委員長の報告は採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（浅岡保夫） 起立多数であります。

趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（浅岡保夫） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（浅岡保夫） 起立ゼロであります。よって、陳情第16号は採択とすることに決定いたしました。

○副議長（浅岡保夫） 日程第2 議案第79号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第6回）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（内田 徹） それでは、議案第79号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第6回）につきまして御説明を申し上げます。

初めに、補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,074万円を追加し、補正後の予算総額を147億1,814万5,000円といたすものであります。

次に、8ページ、地方債補正をお願いいたします。

地方債補正は、高取小学校北校舎屋上改修工事費の財源として、小学校施設改修事業に係る事業債の借り入れ限度額を増額いたすものであります。

20ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

17款1項1目基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として財政調整基金繰入金を増額いたすものであります。

20款1項3目教育債は、先ほど申し上げました事業債を増額いたすものであります。

22ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

10款2項1目学校管理費では、高取小学校北校舎の普通教室において、雨漏りが断続的に発生

しており、応急的な修繕で対応してまいりましたが、状況の改善が見られないことから、屋上防水改修工事費を新たに計上いたすものであります。

以上が一般会計補正予算（第6回）の概要でございます。よろしくお願い申し上げます。

○副議長（浅岡保夫） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（浅岡保夫） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（浅岡保夫） 賛成討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（浅岡保夫） 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第79号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第6回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（浅岡保夫） 起立全員であります。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

○副議長（浅岡保夫） 日程第3 議案第80号 高浜市議会の議員の期末手当の支給割合の特例に関する条例の全部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

8番、幸前信雄議員。

〔8番 幸前信雄 登壇〕

○8番（幸前信雄） 御指名をいただきましたので、議案第80号 高浜市議会の議員の期末手当の支給割合の特例に関する条例の全部改正について提案理由を説明申し上げます。

この議案は、人事院勧告に基づき、先ほど可決されました議案第70号により引き上げられた高浜市議会議員の期末手当の支給割合を、諸般の事情に鑑み、現行の支給割合に引き下げる特例を定めるものであります。

全部改正の内容としては、第1条において、平成28年度12月期の支給割合を100分の175から100分の155に引き下げるとともに、第2条において、平成29年度6月期の支給割合を100分の155から100分の140に、12月期の支給割合を100分の170から100分の155に引き下げるものであります。

なお、附則において、この条例は、公布の日から施行することとし、ただし、第2条の規定は、

平成29年4月1日から施行することとするほか、第1条の規定は、平成28年12月1日から適用するものとしております。

また、附則第3項において、今回の改正にあわせて、議員報酬等の根拠条例について定めている高浜市議会基本条例の第21条を改正し、本特例条例を追加することとしております。

説明は以上であります。

〔8番 幸前信雄 降壇〕

○副議長（浅岡保夫） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（浅岡保夫） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（浅岡保夫） 賛成討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（浅岡保夫） 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第80号 高浜市議会の議員の期末手当の支給割合の特例に関する条例の全部改正について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（浅岡保夫） 起立全員であります。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

○副議長（浅岡保夫） 日程第4 議案第81号 高浜市特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給割合の特例に関する条例の全部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画部長。

○企画部長（神谷美百合） それでは、議案第81号 高浜市特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給割合の特例に関する条例の全部改正について御説明申し上げます。

議案参考資料を、あわせてごらんいただきますようお願いいたします。

本案は、議案第80号と同様、市長、副市長及び教育長の常勤特別職に係る期末手当の支給割合を引き下げる特例を定めるものでございます。

本案の内容でございますが、まず、第1条では、平成28年度における期末手当の支給割合の特例として、今年度12月期の期末手当の支給割合を100分の175から100分の155に引き下げて適用す

ることとし、第2条では、平成29年度における期末手当の支給割合の特例として、平成29年度6月期の支給割合を100分の155から100分の140に、12月期の支給割合を100分の170から100分の155に、それぞれ引き下げて適用することとするものでございます。

これにより、年間の期末手当の支給割合を3.25月分から、2.95月分とさせていただくものでございます。

最後に、附則におきまして、この条例は、公布の日から施行することとし、ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行することとしております。また、第1条の規定は、平成28年12月1日から遡及適用することといたしております。

説明は、以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（浅岡保夫） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（浅岡保夫） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（浅岡保夫） 賛成討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（浅岡保夫） 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第81号 高浜市特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給割合の特例に関する条例の全部改正について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（浅岡保夫） 起立全員であります。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

○副議長（浅岡保夫） 以上をもって、本定例会に付議されました案件全部を議了いたしました。市長、挨拶。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 大変お疲れさまでございました。

平成28年12月高浜市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る11月29日から本日22日までの24日間にわたり開催をされました12月定例会におきまして、私どものほうから提案をさせていただきました議案14件につきましては、全案件とも原案どおり

御可決賜り、報告1件につきましてもお聞き取りを賜りありがとうございました。

審議の過程でいただきました御意見・御提案に関しましては、今後の予算執行及び現在進めております平成29年度の当初予算編成の参考とさせていただきます。

さて、このたび、本市が平成23年度から取り組んでまいりました公共施設のあり方について、その取り組みの第一歩として進めてまいりました市役所本庁舎の整備事業の第1期工事が完了し、新庁舎が完成をいたしました。これもひとえに、市議会、その他関係者各位の温かい御理解と御支援のたまものと深く感謝を申し上げます。

ところで、この旧庁舎が建てられました昭和52年と申しますと約40年前で、王貞治氏のホームラン数世界新記録となる756本達成、テレビ放送の完全カラー化などがあった年でございます。この40年で時代が大きく変化をし、庁舎に求められるものも変わりました。

新庁舎は、ハード面、ソフト面、ともに現在の庁舎に求められる機能を備え、さらには高浜市の将来も見据えたものとなっております。ハード面といたしましては、防災拠点の機能を重視し、震度7クラスの地震を想定して耐震性を確保するとともに、災害対策本部としての利用を想定したレイアウトとなっております。また、高齢の方、障がいのあるお子さんをお連れの方など、訪れる全ての方が安心して御利用いただけますようユニバーサルデザインを採用しております。さらに、将来的にIT化の推進によって庁舎での業務が減少することを想定し、執務スペースをコンパクトにしております。ソフト面といたしましては、新総合窓口システムを導入し、ワンストップサービス化で市民の皆様への利便性の向上を図ることを目的としております。

この新庁舎の完成を職員一人一人が時代の変化を改めて意識する契機とし、全職員一丸となって多様なニーズに応える行政サービスの提供に努めてまいります。

さて、来年1月の新庁舎への移転を控え、この議場での議会も本定例会が最終となります。高浜市議会は、この議場において、昭和52年3月議会からこの平成28年12月議会まで、40年間にわたり定例会として160回、臨時会91回と計251回の議事を積み重ねてまいりました。この歴史の歩みをとめることなく、新しい議場におきましてもこれまで以上に自由闊達な議論をお願い申し上げます。

最後になりますが、ことしも残すところ、あとわずかととなりました。間近に迎えます新しい年が、本市にとりましても皆様にとりましても輝かしい飛躍の年になりますよう、また、新庁舎が新たな地域活動の拠点として市民の皆様により親しまれますよう御祈念を申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○副議長（浅岡保夫） これをもって、平成28年12月高浜市議会定例会を閉会いたします。

去る11月29日開会以来、本日までの24日間の長期間にわたり、議員各位には終始御熱心に審議

をしていただきまして、まことにありがとうございました。

議長が不在という中、ふなれな議事運営だったかと思いますが、本日、その全案件を議了いたし閉会の運びとなりましたことに対し、重ねてお礼を申し上げます。

皆様も御存じのとおり、本日は現高浜市議事堂での最後の本会議となります。昭和52年の竣工以来、40年にわたり、ここではさまざまな議論が交わされ、多くの重要な決定がなされてきました。議員、市長を初めとする執行部の皆様方も多くの思い出があることと思います。

間もなく現高浜市庁舎はその歴史を閉じ、新年1月4日からは新庁舎がオープンいたします。

皆様方、年末年始も非常にお忙しいと思いますが、くれぐれも御自愛をいただきまして、すばらしい新年が迎えられることを祈念いたしまして、閉会の言葉といたします。

午前11時33分閉会
